

## ル・リアンふかみ職場環境改善委員会規則

### (目的)

- 1 特別養護老人ホーム ル・リアンふかみ職場環境改善委員会（以下委員会）の介護サービス向上と職場環境の見直しを図るための、科学的根拠に基づき現行の施設サービスの改善及び人材の確保及び業務改善の提言を行うことを目的とする。

### (委員及び委員長の選任)

- 2 委員は施設長が、主任会の意見に基づき委員を任命することとする。委員長は施設長が指名することとする。
  - ① 委員は各部門より構成する。
  - ② 全体責任は施設長とする。

### (委員会の招集)

- 3 委員会は委員長が招集し、委員会にて意見を集約し議事録作成する。委員会にてまとめられた意見は主任会議を通じ施設長に報告し、施設長は理事会、評議員会に報告し承認を得ることとする。

### (委員の責務)

- 4 委員は職場を代表し、施設のサービス向上に向けた意見を出すこととする。また、委員は日頃から、知識・技術の向上のため自己研鑽に努めるものとする。

### (委員の任期)

- 5 委員の任期は2年都市、再任を妨げない

### (委員会の討議事項)

- 6 委員会は以下の事項について協議を行う。
  - ① ICT 導入に伴う業務の省力化及び介護サービスの向上を図るもの
  - ② 介護サービス記録の在り方及び ICT 導入の検討
  - ③ 人材育成と確保のための検討
  - ④ ホームページの見直しとパンフレット改善

### 規則施行

令和6年3月1日施行する